

国の財政&野田市の財政

臨時財政対策債の発行額を減らすべき

臨時財政対策債とは

国の財政は、不足分を国債等の発行によって賄っています。

地方の一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債（借金）が臨時財政対策債です。必要に応じて地方自治体が発行し償還分は後年交付金措置されることになっています。

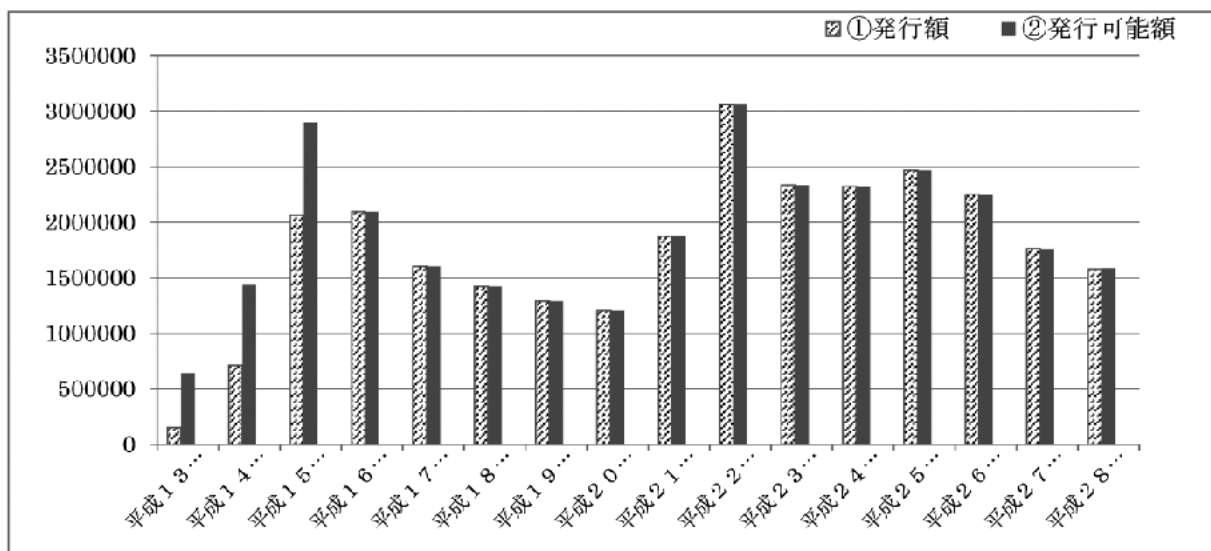
表1をご覧ください。臨時財政対策債の発行が始まった平成13年からの発行可能額と発行額をグラフにしました。平成16年以降ほぼ100%発行しています。

「総務省が、後年地方交付税で措置する」と言っている以上、財政課としては、償還は地方税で償還していると言わざるを得ません。



市議
小室 みえこ

【臨時財政対策債の発行状況】



【表1】

【経常収支比率と減収補填及び臨財債除く経常収支比率の比較】【表2】

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
経常収支比率	91.50%	93.40%	92.50%	93.90%	93.90%
経常収支比率(減収補填、臨財債除く)	99.20%	101.30%	100.70%	101.40%	99.70%

*臨時財政対策債を発行しないと、ほとんど100%前後の比率(太字の数字)。では、どうするのか？国のいう後年交付税措置は、本当に大丈夫なのでしょう？

表2にある経常収支比率とは

自治体における財政の弾力性を判断する指標の一つ。数字が100に近いほど税金などの経常的な収入で経常的な支出（扶助費や人件費など）を賄えない硬直化した状態を表します。地方財政で適正といわれているのが70〜80%ですが、この水準は30年以上も前に設定された数値です。

しかし、硬直化が進めば、独自の施策で市民サービスを行うことは、難しくなります。

小室みえこのコメント

専門家の書籍や財政の講習会の講師は、臨時財政対策債は、地方交付税の先食い、付けを後世に回しているといえます。野田市は、合併特例債もあり、加えて合併による交付税の一本算定（合併による財政的な緩和措置が終わる）の時期に入ります。将来につけを回さないための財政的な対策が必要です。

国が借金をさせるのではなく
交付税で措置すべき。

